

学 則

1 事業者の名称、所在地及び連絡先	<p>名 称 社会福祉法人 奄美市社会福祉協議会 所在地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町5番6号 連絡先 0997-52-7601</p>
2 研修事業の名称	公共職業訓練
3 研修課程及び形式	介護・福祉科【初任者研修課程】F③
4 開講の目的	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した訪問介護を提供し、地域に密着した在宅福祉の充実を図る一環として、必要な知識・技能を有する訪問介護員の養成を図ることを目的とする。
5 研修責任者の氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	<p>研 修 責 任 者 事務局長 山田 春輝 研 修 担 当 部 署 事業課 研 修 担 当 者 事業課長 富澤 ヒロミ 担 当 連 絡 先 0997-52-7601</p>
6 受講対象者(受講資格)及び定員	<p>受講対象者 (受講資格) ・雇用保険受給資格者等で、公共職業安定所に求職申し込みを行なっている方。</p> <p>定員 22名</p>
7 募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<p>募集方法 新聞広告、ポスター・チラシの関係機関での掲示、本会ホームページでの募集</p> <p>募集開始時期 令和元年9月9日(月)～令和元年11月8日(金)</p> <p>受講決定方法 面接による選考</p> <p>受講手続 受講決定通知をし、期限までのテキスト代の納入をもって意思確認をする。</p> <p>本人確認方法 身分証明書の提示により確認する。</p>
8 受講料、テキスト代、その他必要な経費	<p>6,000円 (テキスト代) 原則として、補講等を行わない。ただし、やむを得ない理由により補講等が必要と判断された者は、それを行うにあたって最低限必要な経費にかかる額を徴収する。</p>
9 研修カリキュラム	別添様式3の通り
10 通信形式の場合その実施方法	通学形式のため省略
11 研修会場	<p>名 称 奄美市社会福祉センター 4階会議室</p>

学 則

(名称及び所在地)	所 在 地 鹿児島県奄美市名瀬長浜町5番6号
12 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト 財団法人 介護労働安定センター 発行
13 研修終了の認定方法 (習得度評価方法含む)	(1) 8カ月以内で全教科履修を原則とする (2) 受講者がやむを得ない事情によりカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要領15における補講等の実施方法の通りとする。 (3) 全科目履修後、修了評価試験によって、知識・技術の習得状況を評価したうえで、修了証明書を交付する。 ※ A～Dの4区分で評価し、C以上の者を一定レベルに達している者として認定する。 A 90点以上 B 80点以上90点未満 C 70点以上80点未満 D 70点未満
14 欠席者の取扱い (遅刻・早退の取扱い含む) 補講の取扱い (実施方法及び費用等)	欠席者の取扱い (遅刻・早退の取扱い 含む) 原則として、欠席・遅刻・早退は認めない。ただし、やむを得ない理由により報告を受けた者については、その都度考慮する。 補講の取扱い (実施方法及び費用) 原則として、補講は行わない。ただし、やむを得ない理由により補講等が必要と判断された者は、その都度実施する。また、補講を行うにあたって最低限必要な経費にかかる額を徴収する。
15 科目免除の取扱いと その手続き方法	科目免除は設けない。
16 解約条件及び返金の 有無	開講前の場合、執行済み経費を除き返金するが、研修開講以後の解約については返金しない。
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	鹿児島県介護職員初任者研修事業者指定要領に定める情報項目について、下記のホームページにて情報開示を行う。 奄美市社会福祉協議会ホームページ http://amamishakyo.org
18 受講者の個人情報の 取扱い	奄美市社会福祉協議会個人情報保護規程に準ずる。
19 修了証明書を亡失・き 損した場合の取扱い	修了証明書再発行申請を受け、再交付修了証明書の交付を行う。
20 その他研修実施に係 る留意事項	(1) 研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じる。 (2) 受講者が実習等において知りえた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じる。